

四 日 市 港 管 理 組 合 公 報

第1125号

令和6年12月26日

木 曜 日

目

次

公 告

○令和6年度四日市港管理組合一般会計補正予算等の公表

(総務課) 2

公 告

令和 6 年度四日市港管理組合一般会計補正予算等が令和 6 年 12 月 24 日に成立しましたので、次のとおり公表します。

令和 6 年 12 月 26 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

令和 6 年度四日市港管理組合一般会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度四日市港管理組合一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 465,505 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,936,880 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		3,028,908	△85,000	2,943,908
	1 負担金	3,028,908	△85,000	2,943,908
3 国庫支出金		295,000	△25,000	270,000
	2 国庫補助金	295,000	△25,000	270,000
4 県支出金		24,134	△6,820	17,314
	1 県補助金	24,134	△6,820	17,314
6 繰入金		28,000	15,911	43,911
	1 基金繰入金	28,000	15,911	43,911
8 諸収入		32,670	△8,496	24,174
	3 雑入	31,734	△8,496	23,238
9 組合債		2,265,400	△356,100	1,909,300
	1 組合債	2,265,400	△356,100	1,909,300
歳 入 合 計		6,402,385	△465,505	5,936,880

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 20,403	千円 △45	千円 20,358
	1 議会費	20,403	△45	20,358
2 総務費		1,053,601	△6,707	1,046,894
	1 総務費	1,039,589	△6,407	1,033,182
	3 監査委員費	10,019	△300	9,719
3 港湾管理費		1,214,441	4,653	1,219,094
	1 港湾管理費	1,214,441	4,653	1,219,094
4 港湾建設費		2,008,380	△459,000	1,549,380
	1 港湾建設費	2,008,380	△459,000	1,549,380
6 公債費		2,004,560	△4,406	2,000,154
	1 公債費	2,004,560	△4,406	2,000,154
歳 出 合 計		6,402,385	△465,505	5,936,880

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
			千円
2 総務費	1 総務費	庁舎等管理費	35,000
3 港湾管理費	1 港湾管理費	港湾施設維持補修費	256,967
4 港湾建設費	1 港湾建設費	社会資本総合整備事業費	225,000
4 港湾建設費	1 港湾建設費	単独港湾改修事業費	26,000

第3表 債務負担行為補正

追 加

事項	期間	限度額
		千円
行政事務用機器賃借に係る契約	令和6年度～令和12年度	45,344

変 更

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
		千円		千円
施設設備保全業務委託に係る契約	令和6年度～令和16年度	276,434	令和6年度～令和16年度	701,875

第4表 地方債補正

変 更

起債の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国 補 港 湾 改修事業費	千円 120,100	普通貸借 又は 証券発行	4.0% 以内	政府資金 及び地方 公共団体 金融機構 資金につ いては定 められた 償還条件 による。 その他資 金につい ての償還 条件は、 管理者が 定める。 ただし、 組合財政 の都合に より繰上 償還する ことができ るものと する。	千円 98,100	普通貸借 又は 証券発行	4.0% 以内	政府資金 及び地方 公共団体 金融機構 資金につ いては定 められた 償還条件 による。 その他資 金につい ての償還 条件は、 管理者が 定める。 ただし、 組合財政 の都合に より繰上 償還する ことができ るものと する。
港 湾 維 持 補 修 費	492,700	〃	〃	〃	509,700	〃	〃	〃
港 湾 改 修 事 業 費	141,000	〃	〃	〃	59,000	〃	〃	〃
国直轄事業 負 担 金	1,003,900	〃	〃	〃	734,800	〃	〃	〃

令和6年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和 6 年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,807 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,240,118 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		千円 1,526,304	千円 19,142	千円 1,545,446
	1 使用料	1,526,304	19,142	1,545,446
2 財産収入		611,442	20,000	631,442
	1 財産運用収入	611,442	20,000	631,442
4 繰越金		20,000	62,812	82,812
	1 繰越金	20,000	62,812	82,812
5 諸収入		31,179	41,239	72,418
	2 雑入	31,161	41,239	72,400
6 組合債		1,062,000	△154,000	908,000
	1 組合債	1,062,000	△154,000	908,000
歳 入 合 計		3,250,925	△10,807	3,240,118

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 管理費		千円 1,271,177	千円 141,876	千円 1,413,053
	1 施設管理総務費	519,066	140,766	659,832
	2 施設管理費	324,409	1,110	325,519
2 建設事業費		800,000	△134,000	666,000
	1 建設事業費	800,000	△134,000	666,000
3 公債費		1,179,748	△18,683	1,161,065
	1 公債費	1,179,748	△18,683	1,161,065
歳 出 合 計		3,250,925	△10,807	3,240,118

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
1 管理費	2 施設管理費	港湾施設管理費	28,000
2 建設事業費	1 建設事業費	施設改修費	280,000

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事項	期間	限度額
		千円
行政事務用機器賃借に係る契約	令和 6 年度～令和 12 年度	42,731

変 更

事項	補 正 前		補 正 後	
	期間	限度額	期間	限度額
		千円		千円
施設設備保全業務委託等に係る契約	令和 6 年度～令和 16 年度	193,392	令和 6 年度～令和 16 年度	410,448

第4表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港 湾 施 設 改 修 費	千円 790,000	普通貸借 又 は 証券発行	4.0% 以内	政府資金 及び地方 公共団体 金融機構 資金につ いては定 められた 償還条件 による。 その他資 金につい ての償還 条件は、 管理者が 定める。 ただし、 組合財政 の都合に より繰上 償還する ことがで きるもの とする。	千円 636,000	普通貸借 又 は 証券発行	4.0% 以内	政府資金 及び地方 公共団体 金融機構 資金につ いては定 められた 償還条件 による。 その他資 金につい ての償還 条件は、 管理者が 定める。 ただし、 組合財政 の都合に より繰上 償還する ことがで きるもの とする。

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目1-1
四日市港管理組合経営企画部総務課
電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
